（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条に規定する令和二年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4913	0.2758
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9199	0.1900
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8921	−0.1019
同上0.40以上0.50未満のもの	3.0054	−0.5469
同上0.50以上0.60未満のもの	4.6727	−1.3804
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5073	−2.4814
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8941	−2.7518
同上0.80以上のもの	7.1920	−2.9901

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7679	0.4855	0.4985	0.1377	0.3110	0.1337
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8149	0.4808	0.6799	0.1155	0.5690	0.1079
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1374	0.4163	0.9674	0.0580	0.8209	0.0574
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5713	0.2861	1.4894	−0.0985	1.2784	−0.0797
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8732	−0.2345	2.5098	−0.5066	2.1053	−0.4105
同上0.50以上0.60未満のもの	4.0926	−0.8444	3.6706	−1.0871	3.1252	−0.9206
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7814	−1.8576	5.8989	−2.4240	5.2130	−2.1731
同上0.70以上0.80未満のもの	7.5287	−3.0807	8.4262	−4.1931	8.0977	−4.1925
同上0.80以上0.90未満のもの	8.2327	−3.6437	8.8071	−4.4980	8.4437	−4.4693
同上0.90以上1.00未満のもの	8.5901	−3.9656	9.1826	−4.8357	8.9012	−4.8809
同上1.00以上のもの	8.5901	−3.9656	9.1826	−4.8357	8.9012	−4.8809

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する令和元年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5330	0.2960
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9819	0.2063
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0346	−0.1093
同上0.40以上0.50未満のもの	3.2385	−0.5909
同上0.50以上0.60未満のもの	5.0227	−1.4830
同上0.60以上0.70未満のもの	6.9943	−2.6660
同上0.70以上0.80未満のもの	7.4154	−2.9609
同上0.80以上のもの	7.7331	−3.2148

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7643	0.4814	0.5158	0.1375	0.3183	0.1375
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8085	0.4769	0.6941	0.1197	0.5860	0.1108
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1332	0.4120	0.9996	0.0586	0.8404	0.0598
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5601	0.2840	1.5345	−0.1019	1.3179	−0.0834
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8524	−0.2330	2.5788	−0.5195	2.1711	−0.4247
同上0.50以上0.60未満のもの	4.0558	−0.8347	3.7758	−1.1181	3.2154	−0.9468
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7430	−1.8471	6.0677	−2.4934	5.3673	−2.2380
同上0.70以上0.80未満のもの	7.4686	−3.0549	8.6721	−4.3163	8.3218	−4.3061
同上0.80以上0.90未満のもの	8.1755	−3.6204	9.0670	−4.6321	8.6976	−4.6066
同上0.90以上1.00未満のもの	8.5193	−3.9298	9.4486	−4.9759	9.1559	−5.0192
同上1.00以上のもの	8.5193	−3.9298	9.4486	−4.9759	9.1559	−5.0192

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十二種五郵便年三月物三十一認可日

発行所　〒一〇一－〇〇四七　東京都千代田区九段南一－六－一七　千代田第一ビル　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3887）4294　定価　一カ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　一部三〇三円（本体二八一円）　（配送料別）